

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2第1項に規定する以下の事項を公告します。

平成27年9月17日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成27年8月3日	伏見区	桃山最上町	2	—	—	平成27年8月3日
		墨染町	—	—	1	
		深草大亀谷万帖敷町	2	—	—	
		深草大亀谷大山町	1	—	—	
		桃山町鍋島	—	—	1	
		観音寺町	—	—	1	
平成27年8月10日	北区	上賀茂女夫岩町	1	—	—	平成27年8月10日
		上賀茂終谷町	2	—	—	
		鷹峯木ノ畑町	—	—	1	
	上京区	紙屋川町	3	—	—	
	左京区	一乗寺築田町	1	—	—	
	下京区	西七条南衣田町	—	—	1	
平成27年8月18日	南区	久世中久町	—	—	2	平成27年8月18日
	右京区	太秦安井一町田町	4	—	—	
		太秦安井奥畑町	2	—	—	
		太秦御所ノ内町	2	—	—	
	伏見区	嵯峨野宮ノ元町	1	—	—	
		桃山最上町	2	—	—	
		桃山井伊掃部東町	2	—	—	
		桃山町正宗	—	—	1	
		小栗栖森本町	2	—	—	

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成27年8月18日	伏見区	小栗栖小阪町	1	—	—	平成27年8月18日
平成27年8月25日	北区	大宮北箱ノ井町	7	—	—	平成27年8月25日
	右京区	常盤窪町	—	—	2	
		嵯峨広沢南下馬野町	—	3	—	
		嵯峨広沢南野町	—	5	—	
平成27年8月31日	中京区	亀屋町	—	—	2	平成27年8月31日

## 2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4番地

## 3 連絡先

京都市都市計画局広告景観づくり推進室

電話：075-708-7645

(都市計画局広告景観づくり推進室)